

「セーフティドライブ・コンテスト」実施及び参加のご案内

時下益々のご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、警視庁主催のセーフティドライブ・コンテスト（5人1チームを編成し、コンテスト期間中のチーム全員の無事故・無違反の達成を目指すもの）につきましては、昨年度に引き続き「7月1日から12月31日までの6ヶ月間」に亘り開催されることとなりましたが、**令和4年度は助成対象人数の制限及び実施方法が大幅に変更されております。**参加をご希望の場合は下記の記載事項をよくご確認の上お申し込みいただきますようお願い致します。

《参加可能チーム数(助成適用可能人数)について》

既にFAX通信No.328でご案内している通り、今年度より運転記録証明書交付事業と、セーフティドライブ・コンテストの参加人数を合計して、年度としての申請人数としてカウントされることとなりました。

助成人数を超過した分に対しては会社に対して請求されることとなりますので、ご注意下さい。

助成を受けられる上限人数は、所属支部登録台数が30台未満の場合は1社支部登録台数(名)までを上限。所属支部登録台数が30台以上の場合、1社30台(名)までを上限となります。

(例1) 支部登録台数15台の場合 (上限15名)
セーフティドライブ・コンテスト3チーム15名参加の場合
運転記録証明書**助成可能枠無し**

(例2) 支部登録台数50台の場合 (上限30名)
セーフティドライブ・コンテスト4チーム20名参加の場合
運転記録証明書**10名分のみ助成可能**

<参加について>

1. 東ト協ホームページ(<https://www.totokyo.or.jp/>)から申請書と委任状をダウンロードする。

東ト協HP ⇒ 「会員の皆様へ」 ⇒ 「助成金について」 ⇒ 「令和4年度運転記録証明書交付料助成・セーフティドライブ・コンテスト参加支援助成」 ⇒ 参加申請書等ダウンロードページ(会員専用)
<パスワードについてはトラック時報をご確認いただくか、または多摩支部までご連絡下さい>

2. チームを編成して必要事項をすべて記入し、代理人及び申請者に押印し、自動車安全運転センター東京都事務所に直接6月30日までに送付する。(郵送可)
※多摩支部を通さず直接のお申し込みになります
3. セーフティドライブ・コンテスト終了後（12月末）、結果及び運転記録証明書は委任状記載の事業者（代理人）宛に自動車安全運転センター東京から送付される。
4. 無事故・無違反を達成したチーム（事業者）を対象に警視庁から達成証（カード）及び副賞が送付される。

☆申請期間 受付中～6月30日(木)※締め切り厳守

※ご不明な点がございましたら多摩支部までご連絡下さい。(TEL 042-524-3469)